

アリタルトキハ監督官庁ハ滞滞ナク其ノ旨ヲ会社ニ通知スベシ
公告シタル期間満了後三週間内ニ權利ノ申出ノ取消アラザルトキ又ハ其ノ申出ノ理由ナキコトノ証明アラザルトキハ監督官庁ハ抵当權ノ設定認可ノ申請ヲ却下シ又ハ第八條第二項ニ依ル公告ヲ取消スベシ

第十一條第一項中「第三條第一項」を「第三條」に改め、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、「不動産ニ關スルモノノ登記」の下に「又ハ自動車ノ抵当權ノ登録」を「動産ニ關スルモノ」の下に「（自動車ノ抵当權ヲ除ク）を加え、」若ハ」を「又ハ」に改め、同條第二項及び第四項ただし書を削る。
第十三條の次に次の六條を加へる。

第十三條ノ二 会社ハ一箇ノ鉄道財団ヲ分割シテ數箇ノ鉄道財団ト爲スコトヲ得
抵当權ノ目的タル甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト爲シタルトキハ其ノ抵当權ハ乙鉄道財団ニ付消滅ス
前項ノ場合ニ於ケル鉄道財団ノ分割ハ抵当權ガ乙鉄道財団ニ付抵当權ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
第十三條ノ四 会社ハ數箇ノ鉄道財団ヲ合併シテ一箇ノ鉄道財団ト爲スコトヲ得但シ左ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
一 合併セムトスル鉄道財団ニ付

競売手續開始又ハ強制管理開始ノ決定アリタルトキ
二 合併セムトスル數箇ノ鉄道財団ノ内二箇以上ノ鉄道財団ガ抵当權ノ目的タルトキ

合併セムトスル甲鉄道財団ノ目的タル抵当權ノ甲鉄道財団ニ於ケル順位同一ノ順位ヲ合併セムトスル乙鉄道財団ニ付スル他ノ抵当權（甲鉄道財団ニ付スル他ノ抵当權ト他ノ抵当權ガ合併セムトスル鉄道財団ノ内其ノ目的タル抵当權ヲ除ク）ガ存セザルトキハ前項第二号ノ規定ニ拘ラズ鉄道財団ヲ合併スルコトヲ得
鉄道財団ヲ合併シタルトキハ抵当權ハ合併後ノ鉄道財団ノ全部ニ及ブ

第十三條ノ五 鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ハ監督官庁ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ
第十三條ノ六 鉄道財団擴張ノ認可ヲ申請スルニハ擴張セムトスル鉄道ノ部分ニ關スルモノニシテ第三條ニ掲ゲタルモノノ目錄ヲ差出スベシ

第十三條ノ七 鉄道財団分割ノ認可ヲ申請スルニハ分割後抵当權ノ消滅スル鉄道財団ヲ明ニシ且分割後ノ鉄道財団毎ノ鉄道財団目錄ヲ差出スベシ
第二十條を次のように改める。
第二十條 会社ハ鉄道財団ニ屬スルモノヲ鉄道財団ヨリ分離セムトス

ルトキハ抵当權者ノ同意ヲ求ムベシ
会社ガ抵当權者ノ競売手續開始又ハ強制管理開始ノ決定アル前ニ於テ正當ナル事由ニ因リ前項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵当權者ハ其ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ
第二十一條を次のように改める。
第二十一條 削除
第二十六條ノ二中「勅令」を「別ニ」改める。
第二十八條の次に次の二條を加へる。

第二十八條ノ二 鉄道財団ガ成立シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団成立ノ登録ヲ爲スベシ
鉄道財団成立ノ登録ハ鉄道財団原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトニ依リテ之ヲ爲ス
一 鉄道財団ニ屬スル線路ノ表示
二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

三 登録ノ年月日
第二十八條ノ三 監督官庁ハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ヲ認可シタルトキハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ノ登録ヲ爲スベシ
擴張ノ登録ハ鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ屬スル線路ノ表示ヲ變更シ且擴張ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ爲ス
甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト爲ス場合ニ於テハ分割ノ登録ハ甲鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ屬スル線路ノ表示ヲ變更シ且分割ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ並ニ乙鉄道財団ニ付鉄道財団原簿ニ前條各号ニ掲

ゲタル事項及分割ニ因リテ登録スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ爲ス
甲鉄道財団ト乙鉄道財団トヲ合併スル場合ニ於テハ合併ノ登録ハ甲鉄道財団（合併セムトスル鉄道財団ノ内抵当權ノ目的タルモノアルトキハ設定セラレタル抵当權ノ目的タルモノアルトキハ設定セラレタル抵当權ノ數ノ最も多キモノ）ノ用紙中鉄道財団ニ屬スル線路ノ表示ヲ變更シ且合併ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ並ニ乙鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ關スル表示ヲ抹消シ且其ノ事由及年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ爲ス
第二十九條を次のように改める。
第二十九條 抵当權設定ノ登録申請書ニハ抵当權ノ設定ニ關スル証書ヲ添附スベシ
第三十條第一項第一号から第三号までを次のように改める。
一 抵当權者債務者ノ名称及住所
二 第七條第二項第三号乃至第五号ニ掲ゲタル事項
三 前号ニ掲ゲタルモノノ外抵当權ノ設定ニ關スル証書ニ記載シタル事項ニシテ抵当權ニ關スルモノ

第三十條第二項を削る。
第三十條ノ二第一項後段を削り、同項第一号を次のように改める。
一 前条第一号第四号及第五号ニ掲ゲタル事項
第三十條ノ二第一項中第五号を削り、第二号から第四号までを一號ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一號を加へる。
二 抵当權ノ順位

第三十三條中「抵当權ノ設定ヲ登録シ」を「鉄道財団成立ノ登録ヲ爲シ」に改め、同條に次の一項を加へる。
前項ノ規定ハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ノ登録ヲ爲シタルトキニ之ヲ準用ス
第三十四條の次に次の一號を加へる。
第三十四條ノ二 鉄道財団ニ付抵当權ノ登録ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当權ガ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ会社ハ鉄道財団消滅ノ登録ヲ申請スルコトヲ得
第三十五條を次のように改める。
第三十五條 抵当權設定ノ認可ガ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ鉄道財団ガ消滅シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖スベシ第二十八條ノ三第四項ノ規定ニ依リ鉄道財団ニ關スル表示ヲ抹消シタル用紙ニ付亦同ジ
第三十六條第一項第一号を次のように改める。
一 鉄道財団成立ノ登録ヲ爲シタルトキ
第三十六條第一項第四号を次のように改める。
四 鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ（前条後段ノ場合ヲ除ク）
第四十二條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。
第四十五條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。
第六十八條第三項第二号中「管轄登記所」の下に「又ハ管轄陸運局長」を、「不動産」の下に「又ハ自動車」を、「登記」の下に「又

第三十三條中「抵当權ノ設定ヲ登録シ」を「鉄道財団成立ノ登録ヲ爲シ」に改め、同條に次の一項を加へる。
前項ノ規定ハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ノ登録ヲ爲シタルトキニ之ヲ準用ス
第三十四條の次に次の一號を加へる。
第三十四條ノ二 鉄道財団ニ付抵当權ノ登録ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当權ガ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ会社ハ鉄道財団消滅ノ登録ヲ申請スルコトヲ得
第三十五條を次のように改める。
第三十五條 抵当權設定ノ認可ガ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ鉄道財団ガ消滅シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖スベシ第二十八條ノ三第四項ノ規定ニ依リ鉄道財団ニ關スル表示ヲ抹消シタル用紙ニ付亦同ジ
第三十六條第一項第一号を次のように改める。
一 鉄道財団成立ノ登録ヲ爲シタルトキ
第三十六條第一項第四号を次のように改める。
四 鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ（前条後段ノ場合ヲ除ク）
第四十二條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。
第四十五條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。
第六十八條第三項第二号中「管轄登記所」の下に「又ハ管轄陸運局長」を、「不動産」の下に「又ハ自動車」を、「登記」の下に「又

第三十三條中「抵当權ノ設定ヲ登録シ」を「鉄道財団成立ノ登録ヲ爲シ」に改め、同條に次の一項を加へる。
前項ノ規定ハ鉄道財団ノ擴張、分割又ハ合併ノ登録ヲ爲シタルトキニ之ヲ準用ス
第三十四條の次に次の一號を加へる。
第三十四條ノ二 鉄道財団ニ付抵当權ノ登録ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当權ガ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ会社ハ鉄道財団消滅ノ登録ヲ申請スルコトヲ得
第三十五條を次のように改める。
第三十五條 抵当權設定ノ認可ガ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ鉄道財団ガ消滅シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖スベシ第二十八條ノ三第四項ノ規定ニ依リ鉄道財団ニ關スル表示ヲ抹消シタル用紙ニ付亦同ジ
第三十六條第一項第一号を次のように改める。
一 鉄道財団成立ノ登録ヲ爲シタルトキ
第三十六條第一項第四号を次のように改める。
四 鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ（前条後段ノ場合ヲ除ク）
第四十二條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。
第四十五條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。
第六十八條第三項第二号中「管轄登記所」の下に「又ハ管轄陸運局長」を、「不動産」の下に「又ハ自動車」を、「登記」の下に「又

ハ登録」を加える。

第八十三条第三項中「執達吏」ヲ執行吏に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 管理人ハ毎營業年度及其ノ業務施行ノ終了後債務者、鐵道財團ノ所有者、抵当権者、監督官庁及裁判所ニ計算書ヲ提出スベシ

債務者、鐵道財團ノ所有者及抵当権者ハ計算書ノ送付アリタル日ヨリ一週間内ニ裁判所ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ期間内ニ異議ノ申立ヲ為サザリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノト看做ス

異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ管理人ヲ審訊シ且監督官庁ノ意見ヲ聴キタル後之ヲ裁判スベシ

第八十九条第一項中「裁定」を「裁判」に改める。

第九十二條中「十円以上千円以下」を「十万円以下」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第八條第四項ノ公告ヲ為サザルトキ

(経過規定)

2 この法律による改正後の鐵道抵当法(以下「新法」という)第八條第四項及び第十條ノ二の規定

は、この法律の施行前に抵当権の設定認可の申請又はこの法律による改正前の鐵道抵当法(以下「旧法」という)第八條第二項の規定による申請があつた場合について

3 この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定による催告又は旧法第二十一条第一項の規定による催告の命令があつた場合について

4 この法律の施行の際現に未登録の第一順位の抵当権が存在する場合

5 旧法第三十条第一項第二号に掲げる事項の登録は、その效力を失

6 この法律の施行前に抵当権の消滅によりすでに消滅した鐵道財團の用紙の閉鎖については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 第二項から前項までの規定は、自動車交通事業財團について準用する。

第二條第一項第二号中「変圧所」を「変電所」に改め、同條第二項

を削る。

第四條中「勅令」を「別ニ」に改める。

捕獲審檢所の檢定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案

捕獲審檢所の檢定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行す

○吉野國務大臣

それでは鐵道抵当法の一部を改正する法律案から提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

鐵道抵当法は明治三十八年施行以來、他の法律改正に伴ひ必要とされる應急的改正が数度行われましたが、制度的には今日に至りますまでもほとんど見ざるべき改正がなされてい

鐵道財團に設定された抵当権が消滅いたしますれば鐵道財團も同時に消滅することになっておりますので、抵当

権消滅後その財團を他の抵当権の目的としたしますためにはあらためて鐵道財團をもう一べん組成し直す複雑な

手続をとらなければなりません。日時と費用とを要し不便でございますので、抵当権が消滅してから後六ヵ月の間は鐵道財團をそのまま存続することとした点であります。

第二に鐵道財團の擴張制度を設けることとしたしております。現行法によりますと、鐵道が延長されました場合は、その部分について別に鐵道財團を組織し、もとの債権の追加担保といった

しておりますが、延長部分が短区間の場合はそののみで独立性を有しないこともありますので、このような場合に

もとの鐵道財團を一体として財團を形成できる擴張の制度を認め、所要の規定を設けることとしたしました。

第三に鐵道財團の分割及び合併の制度を設けることとしたしております。現行法のもとでは分割及び合併の制度が認められておりませんので、償還によつて余剰担保価値を生じましたも

財團の一部を抵当権の目的から除くことができず、また共同担保によつて合併制度のない不備を補つておりますが、登録手續上煩雜でありますので、鐵道財團の分割及び合併の制度を認

め、これらに關する所要の規定を設けることと致したのでございます。右に述べました諸点のほか、鐵道財團の組成手續上第三者の保護に關する規定を整備し、法律上の係争を予防するため、鐵道財團成立の登録を設け、あるいは過料の額を適正化する等の趣

旨の規定を設けることとしたしております。

以上この法律案につきまして概略御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に捕獲審檢所の檢定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案につ

きまして、申し上げます。捕獲審檢所の檢定の再審査に關する法律は、日本國との平和條約第十七條に規定する義務を履行するため、連合國の要請がありましたが、旧捕獲審檢所が檢定いたしました事件で、連合國人の所有權に關係のあるものは、國際法によつて再審査することを目的とする法律でございます。

捕獲審檢の再審査の義務について、平和條約におきましては期限が定められておりませんが、事柄の性質上、平和條約の効力が発生いたしました後、比較的短期間に連合國の要請が出尽すものと予想せられ、國內法であるこの

法律の存続期間は当初三年と定められておりましたところ、さきの第二十二回特別國會におきまして三年を四年に改められ、すなわち昭和三十一年四月

二十七日限り失効することとなつております。しかしながら再審査の要請に關する連合國の状況にかんがみまして、なおその要請に對する受け入れ態勢を整備しておくことは、平和條約を誠実に履行するために必要なことと考

えられます。これがためにはこの法律の一部を改正いたしましてその存続期間をなお一年延長いたし、その間に連合國の模様を見たいと存じます。これがこの法律案を提案いたしました理由でございます。何とぞ慎重御審議の

第一類第十号 運輸委員會會議録第三号 昭和三十一年二月八日

上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○松山委員長 この際、国鉄副総裁に就任されました小倉俊夫君よりあいさつをいたしました旨の申し出がありますので、これを許します。小倉俊夫君。

○小倉俊夫君 小倉説明委員 私、このたび国鉄副総裁の重責に任命をいただきました小倉でございます。当国鉄は、施設の面におきましても財政の面におきましても非常に重要問題が山積いたしました。まことに微力、浅学非才の私には重責の上ないことでございます。この上は粉骨砕身して、懸命の努力によりまして事に當って参りたいと思ひます。何とぞ皆様御諒察、御支援のほどを心からお願ひ申し上げます。(拍手)

○松山委員長 次に捕獲審査所の検定の再審に関する法律の一部を改正する法律案について、捕獲審査再審査委員会事務局長土井智喜君より補足説明を聴取いたします。

○土井智喜君 ただいま運輸大臣より改正法律案の提案理由の説明がございましたが、補足いたしました現行法律及び改正案提案の経緯につきまして御説明申し上げます。

今次戦争、すなわち大東亜戦争または太平洋戦争といわれました今次戦争中におきまして、日本海軍が拿捕した船を旧捕獲審査所が検定を行ひました船が千六十八隻、約千隻ございまして、いずれも軍艦にあらずるところの一般商船につきまして捕獲が行われたのでございます。戦時国際法から申し上げますれば、交戦国が敵が敵船を捕

獲するということは、戦時国際法上認められまして捕獲権の行使でございます。當時はそれに基づいて旧捕獲審査所が捕獲の検定を行なつた船舶でございます。しかるところ終戦の事態を迎へまして、この平和条約の規定におきまして、連合国の要請があつた場合に於いては、前に捕獲審査所が行なつた検定について、再審査をするという義務が立てられたわけでございます。それで現行法律によりまして、運輸省の外局に捕獲審査再審査委員会が設置されて、委員長は国際法の長老でございまして信夫淳平博士、その他国際法学者及び関係行政機関の職務を持つておる者が委員会を構成しております。今までのところイギリス、フランス、アメリカ、ギリシャの諸国より再審査の要請がございまして、再審査を續けて参りました。しかるところ国際関係の現状に照しますと、当初の三年の期間は、昨年の国会におきまして、なお終結するに未だ早いというやうな情勢で、もう一年期間を延長する必要があるというところで一年延長された次第でございます。その後の国際情勢におきまして、まだフィリピンのごとき平和条約の批准を見ておらない今日において、その再審査に関する受け入れ態勢を終結してしまふことは、なお時期尚早ではないかという関係がございまして、この法律が時限法であるというので、この法律が時限法であるという建前をとりまして、もう一年延長いたしました。そして連合国の模様を見たい、こういうわけで提案いたしました次第でございます。この一年という期間は、いわば国際関係における日本の消極的な期待でございますので、そういう意味で一年の期間をもつて改正案を

提案いたしました次第でございます。なおこれに追加して申し上げれば、この一年の間にフィリピン等から要請が参りますれば、従つて、その審査中に於いては審査の事務は続行されることになりまして、それによつて受け入れ態勢が整備されるということに相なる次第でございます。以上御説明申し上げます。

○中居委員 手続の問題ですが、先ほど運輸大臣から鉄道抵当法の一部を改正する法律案の提案理由の説明がございました。運輸大臣は、提案理由の説明を申し上げます。こういうことだつたわけですが、委員長からの当初の発言は、予備審査のための一応の参考意見としての説明を聞くのだ、こういう説明でございました。聞くところによると、この鉄道抵当法の改正法案は、衆議院には予備付託せられて、参議院に正式付託になつてゐるようでございまして、どういふ理由で参議院に正式付託をして、衆議院に予備付託をしたのであるが、その理由を私承りたいたいと思ひます。すべての法案は、今日の憲法の規定上衆議院優先ということが大體規定せられておるのであります。特別の理由がない限り先議すべきものでない、こう思ふわけでありまして、参議院に正式付託をしたその理由を承りたい。

○吉野國務大臣 私の承知しておるところでは、必ずしもそういうふうになつておらぬと思ひます。あれは国会の方でおきめになるものと承知しております。

○松山委員長 ちょっと速記をとめて(速記中止)

○松山委員長 速記を始めて。

而法案に対する質疑は次会に譲るといたしました。

○松山委員長 これより国鉄予算について吉野運輸大臣より説明を聴取いたします。

○吉野國務大臣 昭和三十一年度日本国有鉄道予算の概要について御説明申し上げます。

予算編成の基本についてであります。収入におきましては今年度の経済情勢の好転が引き続き来年もある程度持続するものと想定いたしまして、特に貨物収支を最大限に見積り、一方支出におきましては避けられない経費の増加もありまして、極力合理化に努めまして、一応収支の均衡をはかつたわけでありまして、

次に収入、支出予算について、損益、資本及び工事の各勘定別に御説明申し上げます。

損益勘定予算は、前年度予算を基礎として編成いたしました。まず収入について申し上げますと、鉄道旅客輸送人員は前年度増三・三%で三十八億七千万人、人キロでは九百十二億八千万人キロといたし、旅客収入一千三百二十一億円を見込みました。また鉄道貨物輸送トン数は前年度増六・四%で一億六千七百七十万トン、キロでは四百四十三億八千万トン、キロといたし、貨物収入一千二百八十八億円を見込んでおります。これら旅客、貨物輸送に要する列車キロは三億七千五百万キロで、対前年度八・七%の増加となつております。以上の旅客、貨物収入のほか、雑収入等を合算しまして二千七百三十二億円の収入を見込んでおります。次に経費について見ますと、

人件費につきましては昭和三十一年度の昇給を見込んで算出したしておりますが、このほか期末手当一・五カ月分、奨励手当半カ月分、休職者給与等を見込んでおまして、給与の額は一千五百一十億円となっております。また物件費関係につきましては、動力費の大宗であります石炭費として二百八十八億円、修繕費として五百四十八億円、その他業務費等合算して経営総額二千二百八十八億円とあります。以上の諸経費のほか資本勘定への繰り入れ三百二十億円、利子百二十二億円、予備費二十億円を合算して、損益勘定の支出合計は二千七百三十二億円となっております。

次に資本勘定について申し上げます。先ほど申し上げました損益勘定より受け入れられます三百二十億円、資金運用部よりの借入金五十五億円、鉄道債券の発行による二百五十億円、不用施設等売却による三億円、合計六百十億円を収入として計上いたし、このうち五百八十三億円を工事勘定に繰り入れることにいたしております。このほか、借入金の償還としての二十五億円は、前年度同様資金運用部よりの借入金の年賦償還並びに既發行の鉄道債券の一部の償還に充てられるものであり、出資としての二億円は、帝都高速度交通営団の増資に伴ふものであります。次に工事勘定について申し上げます。その内容について申し上げますと、まず新線建設費についてでありまして、前年比二十五億円の増の五十五億円を計上いたしております。電化設備につきましては、現在施行中の浜松一姫路間電化工事を引き続き行つたため三十一億円を計上いたしております。

なお米原—大阪間は三十一年十月開通予定でございます。また新たに東北線、北陸線の電化工事費として十億円、これに伴う電気機関車五十六両、三十七億円、その他工事費として二億円、合計八十億円を計上しております。通勤輸送力の緩和対策として、京浜、山手線の分離工事に九億円、その他中央線、大阪付近等に二十二億円、電車増備百五十両、二十六億円、合計五十七億円を計上しております。以上のほか諸施設の取りかえに百五十億円、車両の取りかえ百三十億円、総保費を含めまして支出の合計は五百八十三億円となっております。これらに要します財源としては、さきに資本勘定の御説明の際申し上げました通り、資本勘定より五百八十三億を受け入れてこれに充てることにいたしております。なお以上の諸計画の実施に要します職員数は四十四万七千七百二十五人でありまして、給与の総額といたしましては、休職者給与をも含めまして合計一千二百六十六億円を計上いたしております。

以上御説明申し上げました日本国有鉄道の予算は、今後の経済界の動向にもよりまして、これに盛られまして予定収入を上げますには、格段の努力が必要があるかと考えられます。また工事計画もより一層のサービス改善、輸送の近代化のためには、決して十分とは申しがたいのでありますが、日本経済の安定に資するため、公共企業体としてより一層の努力を要するに、さらに経営の合理化を行ひまして経費の節減に努力いたすよう指導監督をいたしたい所存でございます。

以上昭和三十一年度日本国有鉄予算の大綱につきまして御説明いたしました。何とぞ御審議の上御承認あらんことをお願いいたします。

○杉山委員長　なお国鉄予算について、運輸省植田監督局長より補足説明を求めます。

○植田政府委員　お手元にお配りいたしております日本国有鉄道予算参考資料という横書きの資料によりまして、補足御説明を申し上げたいと思ひます。

三十一年度の日本国有鉄道予算の全貌は、この表の二ページにある第一表の通りでございます。運輸収入の基礎となっておりまして輸送量であります。旅客輸送人員は、この右の摘要欄にございまして三十八億七千万人、これは前年度に比しまして三・三%の増を見込んでおります。また貨物の輸送トン数は一億六千七百七十七トンでありまして、前年度に比しまして六・四%増を見込んでおりますが、これによりまして運輸収入は二千六百四十四億円、前年度に比しまして百五十二億円の増収を見込んでおります。旅客収入におきましては、輸送人員の増加に伴う増収が三十三億円、それから貨物収入におきましては、鉄工業生産指数の上昇、輸出の活発化等、今年度の下期の状態が三十一年度におきましても持続いたしたといたしまして、貨物輸送トン数の増加を先ほど申しましたように見込みまして、金額にいたしまして百十九億円の増加を見込んでおるわけでありまして、この収入合計二千六百四十四億円、この運輸収入の確保につきましては、格別の努力を要すると思ひておるわけでありまして。なお雑

収入につきましては、第一表にもございまして、本年度に比しまして約九億四千万円の増加を見込みまして、八十七億円を計上いたしております。このほか政府会計よりの受け入れ、これは鉄害復旧関係の政府会計からの繰り入れであります。これを見込みまして収入の合計は二千七百三十二億円でございます。

これを財源といたしまして損益勘定の支出に充てるわけでありまして、経営費が二千八百八十八億円のほか、利子及び債務取扱い諸費百二十二億円、資本勘定への繰り入れ三百二十二億円、予備費二十億円、こういふふうに計上いたしております。すなわち給与につきましては、前年度の予算単価に三十一年度中の昇給を見込みまして積算いたした。また人員は前年度同様、損益勘定におきましては三十七万三千九百八十八人でありまして、全勘定におきましては四十四万七千人でございます。なお期末手当といたしましては基本給の一・五カ月分、奨励手当といたしまして〇・五カ月、このほか休職者給等合計せまして、給与総額は損益勘定におきまして千五百一十億円でございます。物件費のうち、おもなものといたしましては、動力費が三百五十六億円、修繕費が五百四十八億円でございます。以上の経営費の合計は、先ほど申しましたように二千二百八十八億円でございます。このほか資本勘定への繰り入れが、これも先ほど申しましたが三百二十二億円、利子及び債務取扱い諸費が百二十二億円、及び予備費が二十億円、合計が二千七百三十二億円であり

まして、損益勘定の収入と見合っております。第四表は、資本勘定の内訳表でございます。損益勘定からの受け入れが三百二十二億円でありまして、そのほか不利用施設等の売却、これが三億円の収入を見込んでおります。そのほか外部資金といたしまして、鉄道債券の発行による収入が二百五十億円、このうち公募が二百四十億円でありまして、利用鉄道債券が十億円、合計二百五十億円でございます。また資金運用部からの借入金金が五十五億円でございます。合計資本勘定の収入全体は六百十億円でございます。三十一年度には、約六十九億円の増となっております。これに對しまして、この資本勘定の支出といたしましては、このうち五百八十三億七千万円を工事勘定に繰り入れまして、諸般の工事に充てるわけでありまして、そのほか出資は、ただいま大臣の御説明にもありまして、帝都高速度交通営団の増資に充てるための出資が二億四千万円でございます。合計が六百四十億円、資本勘定の収支が合っております。

次にこの資本勘定から繰り入れました五百八十三億円の工事経費の内訳が第五表でございます。新線建設五十五億、通輸送五十七億、幹線輸送強化が二十六億、幹線輸送強化が二十億、幹線輸送強化が二十億、交流電化が二億五千万円、ディーゼル動車が十四億七千万円、車両増備が八億、関連工事が十億、これはいわゆる利用費によりまして都市計画等実施に關連して施行する工事の

額でございます。取りかえ及び諸改良が二百八十億円、それから総保費が四十九億四千万円、合計五百八十三億円という工事経費の内訳となっております。なお、それぞれ工事経費の内容の大ざっぱなものにつきましては、摘要欄に示してございまして、また先ほど大臣から御説明がありました通りでございます。

なお第二表は、以上の収入支出の予算を勘定別に項に區別いたしまして表わしたものでございます。

以上この資料につきまして補足説明を申し上げた次第でございます。

○正木委員　委員長に三十一年度の日本国有鉄道の予算を審議するための参考資料を要求したいと思ひます。一つは三十一年度、現年度の、実際に作るこゝろまでのものを望むのですが、貸借対照表並びに損益計算書を出してもらいたい。第二点は、国鉄が政府から多額の借入金をやっておるわけですが、その年度の借り入れ金額、それから支払いの年度の償還計画、それから借入金に伴う年度別の利子の総額、この二つをさしあたって参考資料として当委員会に御提出をお願いしたいと思ひます。ただ委員長を通じて当局からお聞きをしたいことは、実際問題として十二月末の貸借対照表なり損益計算書ができるかどうか。できなければ、無理にお願いしても仕方ありません。月ごろまでのものが御提出願えるか。

○石井説明員　損益計算書並びに貸借対照表は、毎月試算をいたしてあります。これはただ現場からの報告の累積だけでございまして、それだけでは全

部がつかめないわけでございます。と申しますのは、中央で保留して操作しておるのが入っていないわけでございます。それを加えて計算してやらなければほんとうの表にできませんので、十二月というのを私自信をもってお引き受けしたかねますが、できるだけ最近の時点をとらえたものを作ってお目にかけることでお許しを願いたいと思います。

○正木委員 委員長に御理解を願えれば大へんけっこうだと思ふのですが、本年度の予算説明の中でも、非常な努力を要するものと考えられる、こういうふうに非常に大事をとって実は説明に當っておるわけなんです。私どもの受ける感じはまさにその通りだと思ふのです。そこで実はこの予算の仕組みといふものは、三十年年度の当初予算と対比してのパーセンテージの表が方なので、実際に三十年年度は非常な皆さん方の御努力で実績は上つておるそうでございますが、ひとまず私個人としては全体として相当不安の点もありまして、ぜひ相当的確な資料を出していただいて、参考資料にさせていただきますという点でございます。

それからもう一つは、委員長を通じて確かめておきたいと思ふのですが、私國鉄の電化五カ年計画の資料はもったのですが、あの中に資金計画の具体的な計画案といふものが載つておるのかどうか。載つておるとすれば資料はちょうどいいけれども、載つていない場合は、電化五カ年計画の資金計画と関連する一切の資料を出していただきませんか、この三十一年度の予算案といふものは審議が非常に骨になると考え

ます。

それからもう一点は、これは運輸省に要求したいと思ふのですが、幸い運輸省は國鉄の経営改善のために経営調査会をお作りになって、すでに大臣にはその答申が出たと承つておりまして、そこでこれも資料として、答申及びその委員会においてなされた答申の内容の説明書、この二つを当委員会へ御提出を願いたい。

○石井説明員 電化五カ年計画につきましては、すでにお手元にお配り申し上げてございますが、資金計画もその中に掲げてございます。

それから先ほどお話をございましたが、正木先生のお話を承つておりますと、今年度全体の見通しがついた表でないといふ感じがいたします。それから御要求の趣旨は、実績をわかって、それで年度一ぱいの推算的な要素も加えたものをごらんに入れた方が、かえつて御理解がしやすいのではないかと考えますので……。

○松山委員長 それでは資料はそういうふうに取り寄せます。

この際十河國鉄總裁より発言を求められておりますので、これを許します。

○十河説明員 予算の全般につきましては、先ほど運輸大臣からいろいろ御説明があり、また補足の説明もありましたので省略いたしまして、私から皆さんにお断いを申し上げたいと一言つけ加えさせていただきますと思ひます。

三十一年度の予算におきましては、財政の根本的立て直しをはかりたく考

えまして、経費の節約、合理化等、種々努力をいたしました。収支の間に、先刻も御指摘のありましたように、均衡をとつてはおりますが、相当骨が折れるというのをわれわれも覚悟いたしております。懸命の努力をして皆さんの御期待に沿うようにいたしたいと考えております。この予算におきまして特に痛感されますことは、皆さんも御承知の通り、減価償却費の額が非常に少いという点であります。その結果老朽施設の取りかえ資金も十分でありません。また外部資金の調達も相当ふえております。これにも努力も要しますし、またこういう状態はそう長く続けることができないのじゃないか。現下の施設状況にかんがみまして、こういう状態をそう長く続けてお

つては、輸送上いろいろな支障を来たすのではないかと考えますので、皆さんの特に御配慮をいただいてそういう点の改善をはかりたい、こう考えております。また國鉄の経営を改善いたしますために積極的な方策をいたしまして、私は大体大きく電化とディーゼル化といふものを取り上げていますのであります。皆さんの御理解を得まして、三十一年度の予算にも、きわめて十分ではあります。ともかくもこの規模の予算でこれだけ計上することができたといふことは、全く皆さんの御支援のたまものだと感謝いたしておる次第であります。しかしながら私どもの希望とは相当隔たりがあります。なおこの点についても皆さんの御理解と御支援をお願い申し上げます。

國鉄の業務運営の改善につきましては、先刻もお話がありましたように、

運輸省で設けられました経営調査会の御答申もあります。また行政管理局の御意見もあります。国会は申すに及ばず、国民の皆さんからのいろいろな御意見も取り入れまして、今後一そう経営の合理化、サービスの改善に努力する覚悟であります。何とぞ皆さんの一段と御同情ある御支援をお願い申し上げます。

○松山委員長 本日はこれをもって散会いたします。

午後二時四十九分散会